

土器川の河川内に繁茂する樹木の 「公募伐採」 応募要領

香川河川国道事務所

1. 目的と概要

土器川は洪水から地域を守り、洪水の氾濫防止や、上水道・農業用水などの水利用、公園・散策道としての空間利用など、様々な目的で多くの人たちに活用されています。しかし、土器川の河川公園以外の場所は、近年、樹木が過剰に繁茂しており、河川管理上の支障となっています。

河川管理者において計画的に伐採していますが、地域の皆さんの協力を得て、「公募伐採」を実施しています。

2. 公募伐採について

○応募対象：個人または団体

○伐採箇所：香川県丸亀市綾歌町岡田西地先
仲多度郡まんのう町東高篠地先

(詳細な場所は、別紙「公募伐採範囲図」を参照。)

○区画割り：各区画1名または1団体で予定しています。希望の区画を別紙「公募伐採範囲図」をもとに選定し、申し込み用紙にご記入ください。

○主な樹種：アキニレ、センダン など

○伐採期間：令和6年2月5日(月)～令和6年5月31日(金)

3. 応募方法

申し込み用紙に必要事項を記載し、応募期間中に受付場所に届くよう、郵送もしくはFAX、メール、持参のいずれかの方法で提出してください。

「申し込み用紙」は、香川河川国道事務所ホームページ、香川河川国道事務所工務第一課で入手できます。

香川河川国道事務所 HP アドレス：<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/index.htm>

① 応募期間：令和5年12月1日(金)～12月25日(月)

持参する場合は、平日9時～17時までにお越し下さい。

郵送の場合は、12月25日(月)の消印まで有効です。

②受付場所：香川河川国道事務所 工務第一課「公募伐採」係

住所：〒760-8546 高松市福岡町4丁目26-32

TEL：087-821-1619 FAX：087-821-1713

E-mail：skr-kagawa60@mlit.go.jp

4. 応募にあたっての了承事項

①伐採区画は、現地に区画番号を示した杭を設置していますので、進入路を含めた現地の確認を必ずお願いします。希望する区画番号を申込用紙にご記入ください。なお、複数の応募者が同区画を希望された場合には、くじ引きによる抽選をもって決定致しますのでご了承ください。

②参加者・区画数を丸亀地区3区画、まんのう地区3区画(各区画1名または1団体)とし

ます。応募者が予定人数を超えた場合くじで抽選し、決定します。

- ③感染症対策及び安全に留意して作業をお願いします。
- ④公園利用者駐車場に駐車される場合は、公園の利用者にご配慮をお願いします。
- ⑤決定した伐採範囲の樹木は、応募者自ら伐採し、持ち帰ってください。伐採樹木の枝・葉についても、出来る限り持ち帰りください。
- ⑥樹木の伐採・搬出に要する労力・費用は、伐採者の負担となります。
- ⑦自損事故、又は第三者に損害を与えた場合は、伐採者の責任で対応してください。
- ⑧河川管理施設に損害を与えた場合は、河川管理者に速やかに連絡をし、指示に従ってください。
- ⑨伐採木は、伐採者自身で利用してください。

5. 募集開始から伐採完了までの手続き **※赤書きは伐採者の手続き**

募集開始	※令和5年12月1日（金）募集開始 郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可 持参する場合は、平日9時～17時までにお越し下さい。 郵送の場合は、12月25日（月）の消印まで有効
「申し込み」（応募）	※12月25日（月）締切
「許可申請書」提出	※伐採者に決定した方には、令和6年1月15日（月）までに「許可申請書」を郵送しますので、1月24日（水）までに「許可申請書」を提出してください。
「許可書」発行	※「許可書」が届いたら、伐採作業前に同封の「着手届」を提出してください。 （「着手届」「完了届」「アンケート」を同封します。）
「着手届」提出	※伐採期間は、令和6年2月5日（月）～5月31日（金）
伐採実施	※伐採が完了したら、「完了届」「アンケート」を提出してください。
「完了届・アンケート」提出	
伐採完了	■各書類の提出先・方法は「3・応募方法」に同じです。